

様式第 1 号（第 3 条）

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
留萌北部森林管理署長
荒川 和也 殿

（見積者）
住 所
商号又は名称
代表者氏名
（代理人）
氏 名

¥ _____

ただし、留萌北部森林管理署消防設備点検業務の代金

上記のとおり、見積依頼書、見積心得等記載事項を承知の上、見積りします。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

様式第 2 号（第 3 条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 見積年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名 留萌北部森林管理署消防設備点検業務
- 3 見積書提出に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

分任支出負担行為担当官
留萌北部森林管理署長
荒川 和也 殿

消防設備点検業務仕様書

1. 点検の目的

- (1) 留萌北部森林管理署における消防設備の正常な機能の維持並びに事故発生を未然に防止し、予防保全を実施することにより、良好な消防設備の機能維持に努めるものとする。
- (2) 点検業務にあたっては、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)・消防法施行令(昭和 36 年政令第 47 号)及び消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)を遵守し、併せて監督職員の指示によるものとする。

2. 対象施設

留萌北部森林管理署 所在地：北海道天塩郡天塩町新栄通 6 丁目

3. 対象設備

消防設備区分	仕様	数量	単位	点検区分		備考
				総合点検 ・機器点検	機器点検	
				8～9月	2～3月	
(1) 消火器設備						
粉末式A B C 消火器	1 0 型	4	本	○	○	2025 年製造
(2) 非常警報設備						
操作部		1	台	○	○	
起動装置		1	台	○	○	
音響装置		1	台	○	○	
表示灯		1	台	○	○	
(3) 誘導標識						
誘導標識		6	枚	○	○	

4. 業務内容

(1) 定期点検内容及び方法

消防設備の点検は、消防法第 17 条の 3 の 3 及び消防法施行規則第 31 条の 6 の規定に基づき、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式(昭和 50 年消防庁告示第 14 号)」及び「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の結果についての様式(昭和 50 年消防庁告示第 3 号)」に定めるところにより適正に行うものとする。

点検時期	点検内容
8～9月を目途に実施	総合点検(機器点検含む)
2～3月を目途に実施	機器点検

(2) 点検の作業日、時間及び条件

消防設備について、通常における勤務時間内を原則として点検日とし、点検をするには騒音等を発するなど署の業務に支障を生じることとなる時は、監督職員の指示を受けること。

(3) 点検資格者

点検を行う者は、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者とし、点検作業中は消防設備士免状等を携帯していること。

(4) 点検報告書

定期点検を終了した後、14 日以内に消防法に定められている様式により点検結果報告書を作成し、点検業務の実施内容については写真（設備毎の測定機器測定値、不良箇所、交換・修理箇所）を添付し書面にて監督職員に提出すること。

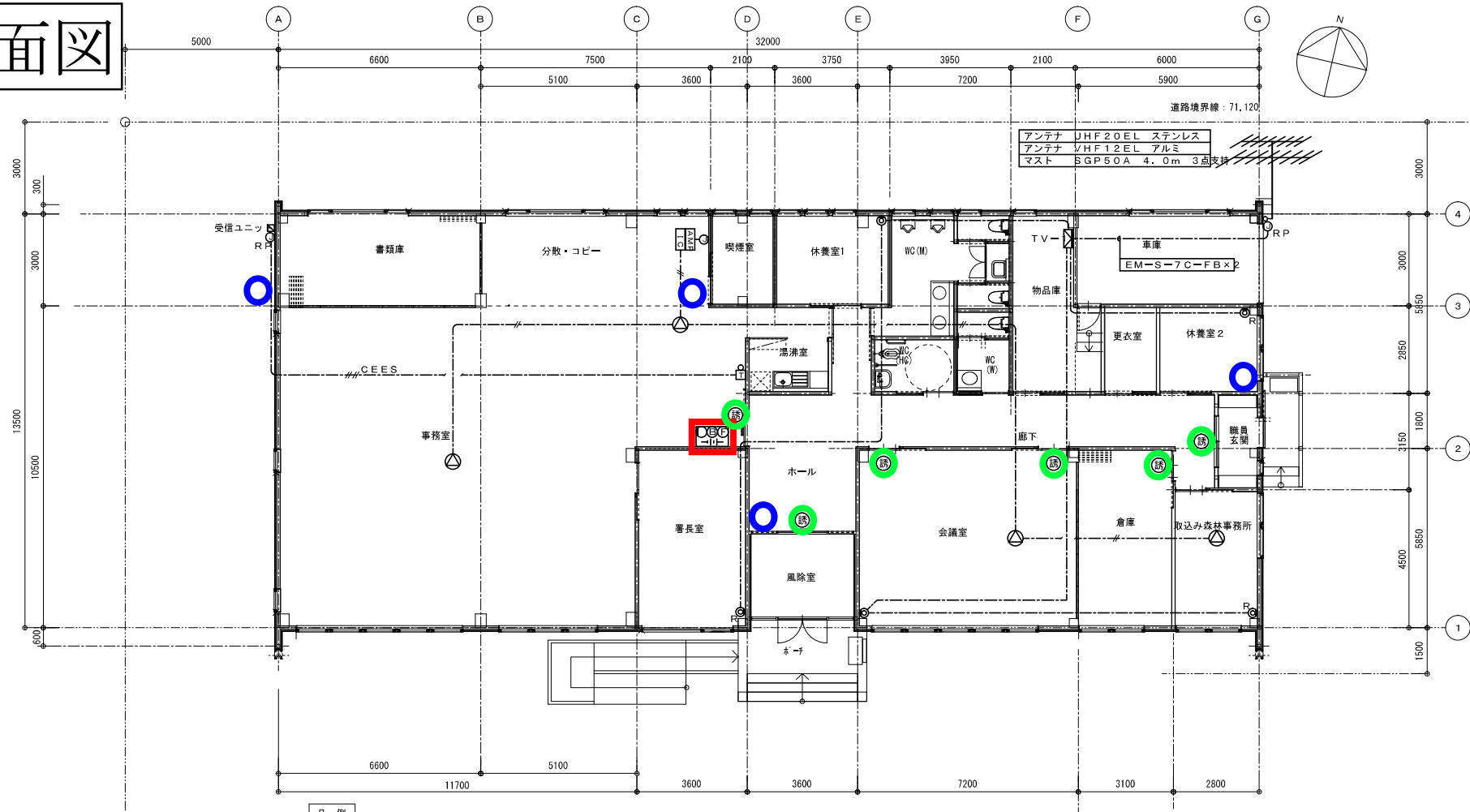
5. その他

(1) 点検に必要な工具、測定機器は請負者の負担とする。

(2) 作業従事者は現場での盗難・火災・その他の事故防止に努めること。

(3) 作業終了後は、諸用具の整理整頓をすると共に清掃を実施し仕様書に明記の無い事項については、監督職員の指示によることとする。

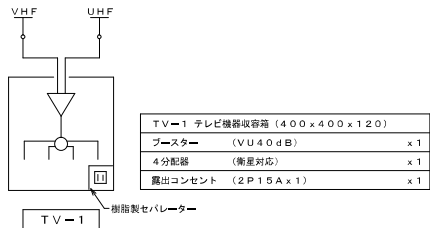
平面図



道路境界線 : 54.550

凡 例		
記 号	名 称	摘 要
【拡声設備】		
☑	受 信 ユ ニ ャ ャ	電波受信用 壁付 (ベルタイマー付属品)
⏰	ベル タイ マー	週間式 電子チャイム4曲 制御出力2系統
AMP	卓 上 ア ン プ	30W 5局一斉
IC	デジタルICレコーダ	録音・再生兼用 PCカード1枚付
△	ス ピーカ	16cm 3w 天井埋込形
③	フラッシュプレート	角形 壁付
【テレビ共同受信】		
✉	テレビ機器収容箱	壁埋込型 内装木板付
Ⓜ	直 列 ユ ニ ャ ャ	F型接栓 1端子 CS-7F-7 中間型 プレート付 壁付
Ⓜ	直 列 ユ ニ ャ ャ	F型接栓 1端子 CS-7F-R 端末型 プレート付 壁付
Ⓜ	防 雨 入 線 カ バ ー	樹脂製
⑧	誘 導 標 識	蓄光型 壁付
Ⓜ	非常警報複合装置	非常電源内蔵 埋込型

図中特記の無い配管配線は次による。		
【拡声設備】		
EM-AE	0.9-2c	天井内隠ぺい
【テレビ共同受信】		
EM-S-5C-FB		天井内隠ぺい



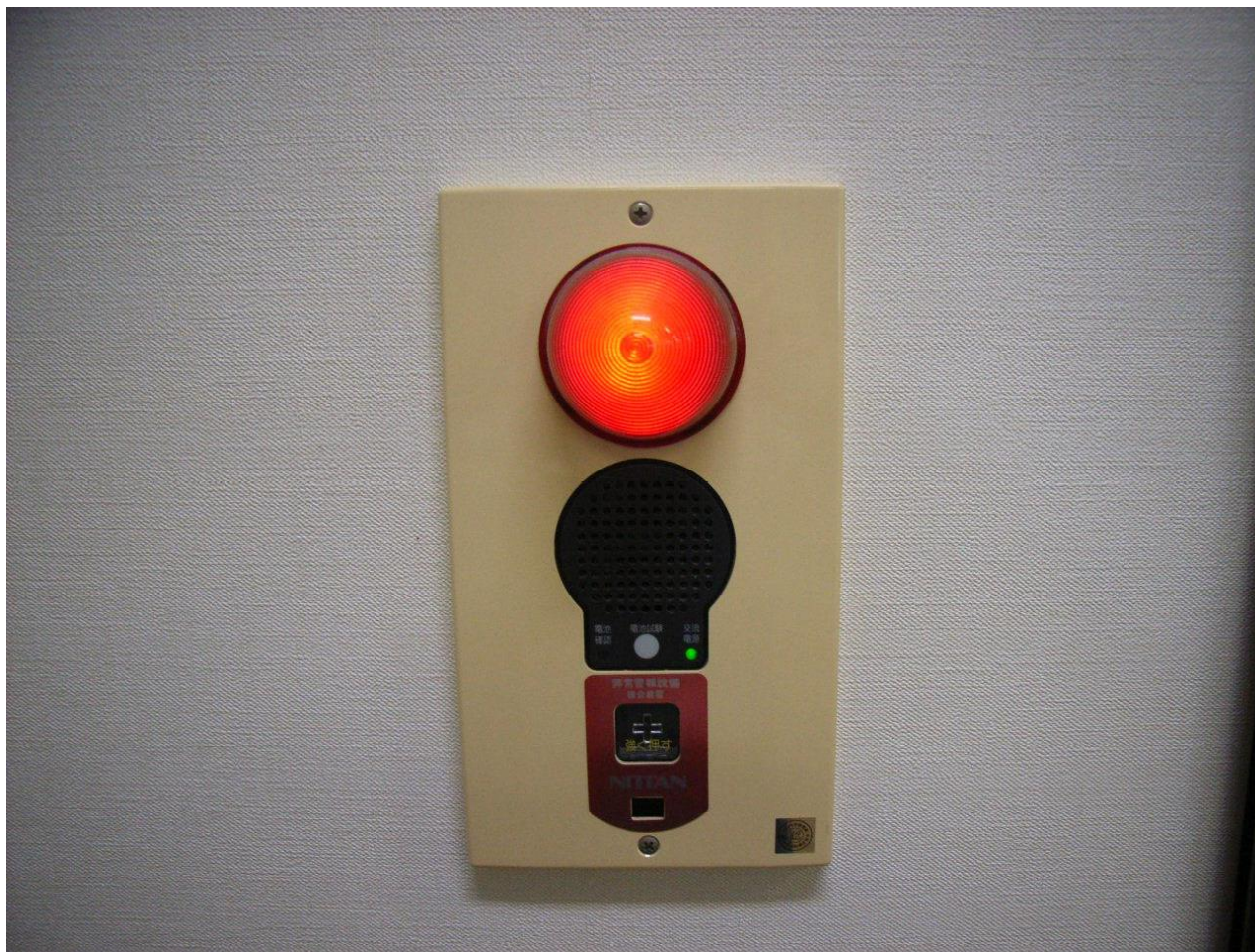
一凡例一

非常警報設備

誘導標識

消火器

非常警報設備



メーカー名 ニッタン株式会社

物件名 : 留萌北部森林管理署消防設備点検業務
履行場所 : 北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目

消火器1



物件名: 留萌北部森林管理署消防設備点検業務
履行場所: 北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目

消火器2



物件名: 留萌北部森林管理署消防設備点検業務
履行場所: 北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目

消火器3



物件名：留萌北部森林管理署消防設備点検業務
履行場所：北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目

消火器4



物件名: 留萌北部森林管理署消防設備点検業務
履行場所: 北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目

請

書

年 月 日

分任支出負担行為担当官

留萌北部森林管理署長 荒川 和也 殿

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇ー〇ー〇

株式会社△△

代表取締役 〇〇 〇〇

- 1 件 名 留萌北部森林管理署消防設備点検業務
- 2 仕 様 仕様書のとおり
- 3 契 約 金 額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 履 行 期 限 令和9年3月31日
- 5 履 行 場 所 留萌北部森林管理署 所在地：北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目
- 6 検 査 場 所 留萌北部森林管理署 所在地：北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目
- 7 契約保証金 免除

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条項を厳守の上、信義に従って誠実にこれを履行いたします。

条

項

- 第1条 頭書の仕様に基づき履行期限までに履行いたします。
- 2 仕様に明示されていないものについて疑義が生じた場合は、協議いたします。ただし、軽微なものについては、貴官の解釈及び指示に従います。
- 第2条 頭書の履行期限までに業務を完了できない場合は、あらかじめ貴官に、遅滞の理由及び完了見込月日を明らかにした書面（電子書面を含む。）をもって延長の承認をお受けします。
- 第3条 頭書の履行期限までに業務を完了できない場合は、前条に定める承認にかかわらず、遅滞金として、履行期限の翌日から履行完了までの日数に対し、1日につき未完了部分に対する契約金額に民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を貴官の請求により納付いたします。ただし、遅滞が天災その他やむを得ない理由による場合は、免除願います。
- 第4条 業務を完了した場合は、その旨を貴官に通知し検査をお受けします。検査に要

する経費は、当方において全て負担します。

第5条 この契約によって生じた納入成果品に係る一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、納入成果品の引渡し時に貴官に無償で譲渡するものとし、貴官の行為について著作者人格権を行使いたしません。

第6条 この契約の履行に当たって、特許権、著作権、肖像権その他第三者の権利の対象となっている方法等を行使する場合は、当該行使に関して費用の負担を含む一切の責任は当方で負います。

2 当方は、貴官が納入成果品を活用する場合及び貴官が認めた場合において第三者に二次利用させる場合でも、原作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置いたします。

第7条 当方は、この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら貴官の責めに帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行います。

第8条 この契約の履行に当たり、必要な機械器具、消耗品等は、全て当方において負担します。

第9条 この契約の履行に当たり、貴官の庁舎、施設、器物等を損傷した場合は、直ちに貴官に報告するとともに、貴官の指示に従い原形に復し、代品を納品し、又は損害については賠償します。ただし、天災その他やむを得ない理由による場合又は当方が善良なる管理者の注意を怠らなかったと認められる場合は、免除をお願いします。

第10条 当方及びこの請負業務に従事する者（従事した者を含む。以下「請負業務従事者」という。）等が、業務場所において行う行為については、全て当方において責任を負います。業務遂行上、負傷又は死亡した場合においても同様といたします。

2 当方の責に帰すべき理由により、業務の遂行中において第三者に損害を与えた場合及びこれらに関連して貴官が被る損害に対しては、当方において責任を負います。

第11条 業務を完了し、検査に合格した場合は、当方の適法な支払請求書を貴官が受理した日から30日以内にお支払いください。

第12条 この契約において、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除されても、不服を申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。

- (1) この契約に違反し、又は正当な理由がなく義務を履行しないと認められるとき。
- (2) この契約の履行に当たり、当方又は当方の請負業務従事者等に不正の行為があったとき。
- (3) この契約の履行に当たり、当方又は当方の請負業務従事者等が第4条に定める検査を妨げたとき。
- (4) 破産の宣告を受けたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 当方から契約の解除を申し出たとき。

第13条 前条各号に掲げる理由により、契約を解除された場合は、違約金として契約金

額の 100 分の 10 に相当する額を貴官の請求により納付いたします。ただし、天災その他やむを得ないと認められる理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には、違約金を免除されるよう承認願います。

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第 15 条 当方又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。

- (1) 暴力的な要求行為があったとき。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為があったとき。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為があったとき。
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為があったとき。
- (5) その他前各号に準ずる行為があったとき。

第 16 条 当方は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- 2 当方は、前 2 条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約いたします。

第 17 条 当方は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除いたします。

- 2 当方が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）

との契約を解除させるための措置を講じない場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。

第 18 条 第 14 条、第 15 条及び前条第 2 項の規定により解除された場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。

2 第 14 条、第 15 条及び前条第 2 項の規定により解除された場合において、貴官に損害が生じたときは、その損害を賠償いたします。

第 19 条 当方又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を貴官に通知し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うことといたします。

第 20 条 当方は、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社、信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関（以下「信用保証協会等」という。）に対して売掛債権を譲渡する場合を除き、貴官の書面による承諾を得ないで、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させることは絶対にいたしません。

2 当方がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行い、貴官に対して民法第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、貴官が当方に対して有する請求債権について、譲渡対象債権額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減するその他一切の抗弁権を保留することに異存ありません。

3 前項の場合において、譲受人が貴官に対して債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知又は民法第 467 条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合も同様に異存ありません。

4 当方が信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行った場合、貴官が行う弁済の効力は、貴官が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとするに異存ありません。

第 21 条 当方又は当方の請負業務従事者等は、この契約に基づく業務の処理上知り得た事実をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしません。

2 当方は、この契約に基づく業務の資料を転写し、又は第三者に閲覧、転写又は貸し出しません。

第 22 条 当方及び請負業務従事者は、この請負業務に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を請負業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供しません。

2 当方及び請負業務従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又

は不当な目的に利用しません。

3 前2項については、この請負業務が終了した後においても同様とします。

第23条 当方は、請負業務を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ請負業務の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しません。

第24条 当方は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、貴官に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告します。

第25条 当方は、この契約の履行に当たり貴官から貸し出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損の場合は直ちに貴官に報告し、貴官の指示に従って措置をいたします。

第26条 当方は、請負業務が終了したときは、この請負業務において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、貴官より提供された個人情報については、返却いたします。

第27条 当方は、貴官の書面による承諾を得ないで、この契約によって生じた納入成果品（中間生成物（製版フィルム・印刷板・印刷データ）をいう。）を含む。）を公表又は第三者に譲渡することは絶対にいたしません。